

柏崎市学校給食業務委託事業者募集要項

令和8年（2026年）9月

柏崎市教育委員会

柏崎市では、令和 9（2027）年度から 3 年間、学校給食施設の調理業務等を外部委託で実施するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による受託事業者の募集を行います。そのため、この募集要項により必要な事項を定めました。また、この募集要項と併せて開示する仕様書・添付資料・様式集などの資料も一体として、これらを含めて「募集要項等」と称することとします。

なお、文中にある「受配校」とは、共同調理場から給食が配送される学校を指します。

1 事業名

柏崎市学校給食業務委託事業

2 目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務の効率性を確保する受託事業者を選考することを目的とします。

3 委託期間

令和 9（2027）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日まで

4 契約の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とします。ただし、契約金額に対し、本市の歳入歳出予算の額に減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除するものとします。

5 契約金額

内定者と協議の上決定します。

提案上限額（上限価格）は別紙提案上限額表のとおりです。

6 業務内容

- (1) 物資の検収業務
- (2) 調理、炊飯（西山調理場のみ）、配缶、配食業務
- (3) 受配校における配膳・下膳業務
- (4) 食器、食缶、調理機器の洗浄・消毒業務
- (5) 配送・回収業務
- (6) 施設設備の清掃及び点検保守業務
- (7) 使用物品の管理及び修理業務
- (8) 給食会計業務の一部

(9) その他前各号に付帯する業務

※ 具体的な内容は、仕様書を確認してください。

※ 献立作成、食材調達、給食費徴収、施設設備の基幹に係る保守などの業務は含まれません。

7 対象施設

グループ	施設名	設置年	構造・面積	施設システム	受配校数	食数/日
A	中央地区調理場	平成22年改築	S造880㎡	ドライ	7校	約1,730食
B	南部地区調理場	平成21年建築	S造610㎡	ドライ	5校	約1,100食
	西部地区調理場	平成4年建築	S造470㎡	ドライ	4校	約800食
C	北部地区調理場	令和5年改築	S造981㎡	ドライ	8校	約1,350食
	西山地区調理場	平成29年改築	R造502㎡	ドライ	3校	約250食

※ グループ単位で業者選定をし、委託契約を締結する予定です。

※ 正式名称などの詳細は、別添資料1を参照してください。

8 施設設備の使用

既存の施設設備を使用することとし、原則として改造等を行わないこととします。また、各施設とも現在のところ、業務従事者は無償で駐車することができます。

なお、全施設とも敷地内は全面禁煙です。

9 調理食数

資料1を参考にしてください。調理食数は、転出入による児童生徒の増減、学校の行事などによる欠食により変動があります。給食の提供対象者は、児童生徒及び教職員並びに場長又は校長が認めた者です。受託事業者へも、「柏崎市学校給食費の徴収に関する条例施行規則」（別添資料11）により給食の提供ができます。

10 給食実施回数

令和8（2026）年度は、小中学校ともに平均で195回ですが、共同調理場は受配校によって給食実施日が多少異なります。令和9（2027）年度は、資料5のとおり206日以内となる見込みです。

11 応募について

(1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる要件を全て満たされなければなりません。

- ① 県内に本社又は事業所を有する者

② 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 1 条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者

③ これまでに学校給食調理業務の受託実績を 3 年以上有する者、又は大量調理施設衛生マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添。最終改正：平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号)に基づき、1 回 3 0 0 食以上若しくは 1 日 7 5 0 食以上を提供する調理業務の実績を 5 年以上有し、かつ現在も継続して業務を実施している者であり、アレルギー対応食に知識と理解があること。

④ 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（P L 保険）に加入している者

⑤ 本プロポーザルの参加表明書（兼誓約書）提出時点において、令和 7（2 0 2 5）・令和 8（2 0 2 6）年度柏崎市入札参加資格者名簿（学校給食）に登載されている者

(2) 参加制限

次に掲げる事業者は、応募に参加することができません。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札の参加資格を制限されている者

② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更正手続開始申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。

③ 本市又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者

④ 国税及び地方税を滞納している者

⑤ 過去 3 年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。

⑥ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していない者

⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）

若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある者

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とします。ただし、その後に応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

(4) その他失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とします。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ② 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (5) 応募に関する留意事項
- ① 応募事業者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な経費は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属しますが、本市が必要のあるときは、書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ④ 提出された書類は返却をいたしません。なお、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり記載内容の聞き取りを行ったりすることがあります。
- ⑤ 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、選考委員会から要請があったものについてはこの限りではありません。
- (6) その他
- 応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募事業者へ改めて通知します。

12 応募手続き

受託予定者(優先交渉権者)は、公募型プロポーザル(企画提案)方式により選考します。主なスケジュールは以下のとおりです。

1 募集要項等の公表	令和8（2026）年9月28日(月)
2 募集要項等に関する質問の受付	令和8（2026）年10月15日(木) 正午まで
3 募集要項等に関する質問への回答	令和8（2026）年10月22日(木)まで
4 応募書類の受付	令和8（2026）年10月19日(月)から 11月2日(月)午後4時まで
5 第一次選考（選考委員による内部審査）	令和8（2026）年11月9日(月)
6 資格審査及び第一次選考の結果通知及び第二次選考案内	令和8（2026）年11月12日(木)（予定）
7 第二次選考（プレゼンテーション審査）	令和8（2026）年11月25日(水)
8 第二次選考の結果通知（内定者決定）	令和8（2026）年12月1日(火)（予定）
9 委託準備開始、内定者と協議開始	令和8（2026）年12月2日(水)
10 委託見積書の再提出（委託金額協議）	令和9（2027）年1月7日（木）
11 契約の締結	令和9（2027）年2月1日(月)（予定）

(1) 募集要項等に関する質問の受付・回答・公表

① 質問受付期間

令和8（2026）年9月28日(月)から10月15日(木)正午まで

② 質問の提出方法等

ア 質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。

イ Eメールのタイトルは「募集要項等に関する質問」としてください。

ウ 提出後、教育総務課学校給食係まで提出確認の電話をしてください。

※ TEL：0257-21-2360

エ 質問の内容は、募集要項、共通仕様書、参加表明書、企画提案書等の記入方法、手続き等、当事業の申請に必要と判断されるものに限りです。

③ 回答期間

令和8（2026）年10月9日(金)から10月22日(木)まで

④ 質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は、質問をした事業者名を伏せ、柏崎市ホームページで随時公表します。

(2) 応募書類の受付

① 受付(提出)期間

令和8（2026）年10月19日(月)から11月2日(月)午後4時まで

(受付時間：土曜日、日曜日を除く午前9時から午後4時まで)

② 提出書類

参加表明書、各種提案書（正本）、見積書各1部

※各種提案書は、事業者名を除いた副本8部を別に提出してください。

③ 提出先

柏崎市日石町2番1号 柏崎市役所2階

柏崎市教育委員会教育総務課 学校給食係

④ 提出方法

持参のみとし、それ以外の方法による提出は認めません。

ア 提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、複数ページにわたるものはページ番号を付してください。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記してください。

イ 事業者の概要については、会社の沿革（設立から現在に至るまでの経緯）、会社の組織（支店、営業所、事務所及び組織図等）をアの提案書の後ろに続けて綴じてください。

PR用パンフレットでも可とします。

ウ 見積書は、希望するグループごとに調理場別の内訳書を作成してください。内訳書の提出がないグループの施設は、当該事業者の応募対象としません。

13 選考審査

(1) 第一次選考及び結果の通知

第一次選考は、選考委員会が書類審査により採点を行います。審査の結果によって足切りをするものではありません。ただし、それぞれのグループの見積りの金額が、本市の設定する提案上限額を上回った場合は、当該グループの応募を不合格とします。応募事業者全員に見積書の合否通知をし、合格者には第二次選考の案内をします。

① 結果通知

令和8（2026）年11月12日（木）までに結果通知をします。

(2) 第二次選考及び結果の通知

第一次選考の結果を参考に、選考委員会が応募事業者のプレゼンテーションを受けヒアリングを行い採点します。

① 日 時

令和8（2026）年11月25日（水）（詳細な時間については別途通知します。）

② 場 所

別途通知します。

③ 審査の時間

1者につき30分 ①プレゼンテーション 15分

②ヒアリング 15分

④ 出席者

1者につき3名までとし、受託後に管理責任者となる予定者の出席は必須とします。

⑤ 準備物

パソコンを使用する場合は、事前に申し出の上、各自で準備してください。プロジェクター及び電源は市で用意しますので、希望の場合は申し出てください。

⑥ 審査の順番

応募書類の受け付け順とします。

⑦ 結果の通知

各グループにおいて、応募事業者の評価順位とそれぞれの見積り金額を参考に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を参加者すべてに通知します。

⑧ その他

参加者が1者になった場合でも審査を行い、選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定します。

(3) 選考委員会

選考委員会の委員は、校長代表1人、PTA代表1人、調理場栄養士代表2人、教育委員会職員3人の計7人です。それぞれが、あらかじめ定めた評価表に基づき採点し、応募事業者の順位を決定します。

(4) 選考基準

① 受託体制の状況等

選考の時点で県内に本社又は事業所があること。緊急時に概ね60分以内に管理(連絡)責任者が市教育委員会に来訪できる人的動的体制があること。相当数の調理業務従事者を有し常時営業をしていること。

② 信用の状況等

経営が安定していること。学校給食に深い理解を有し、他団体等における学校給食業務又はこれに準ずる集団給食受託の実績が良好であること。集団給食業又は飲食店業として5年以上の営業実績を有し、かつ現在も継続して業務を実施していること。

③ 安全衛生管理

学校給食法第9条第1項に基づく学校給食衛生管理基準に精通し、かつ学校給食に関する安全衛生管理について十分な能力を有しており、これまで安全衛生管理上、重大な事故を起こしていないこと。衛生教育、安全教育、調理技術、アレルギー対応食について調理業務従事者に対する研修体制が確保されていること。調理業務従事者の健康管理が十分行われていること。

④ 業務遂行能力

仕様書に基づく業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。業務の履行にあたり、学校給食業務経験者、管理(連絡)責任者等を配置できること。

14 委託金額

(1) 随意契約の交渉

本市は、優先交渉権者と委託金額の確認及び交渉を行います。優先交渉権者と委託金額の合意に至らない場合は、次点交渉権者と交渉を行います。合意に達した応募事業者から正式に見積書を徴して委託金額を決定し、令和9(2027)年2月1日付(予定)で契約を締結します。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは月単位とします。当月分の業務完了後に請求書を受領し、その日から起算して30日以内に支払います。

(3) 消費税の取扱い

契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、委託者は、この契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとします。

15 委託条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)、

その他の関連要綱等

(2) 責任分担

本市と受託事業者との責任分担は、次のとおりとします。

種類	内容	責任者	
		市	事業者
業務の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の業務放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	災害などによる業務中止	○	
運営費の変動	業務増加以外の要因による運営費用の増大		○
税率の変更	消費税率が変更された場合	○	
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設設備の補修	事業者の責めに帰すべき事由による場合及び簡易な補修等		○
	上記以外	○	
業務の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(3) 業務実施

受託事業者は、業務の継続が困難になった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに本市に報告をするものとします。その場合の措置は、次のとおりとします。

① 受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は受託事業者へ期限を付して修復策の実施を求め、受託事業者が修復できなかったときには、本市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を求めます。

② 本市の債務不履行の場合

本市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になったときは、受託事業者は契約を解除できるものとします。受託事業者が契約を解除した場合には、本市に対しこれにより生じた損害賠償を求めることができます。ただし、本市の歳入歳出予算の額に減額又は削除があったときは、この限りではありません。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他本市又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、本市と受託事業者は業務継続の可否について協議し、継続が困難と判断される場合には本市は契約を解除できるものとします。

16 留意事項

- (1) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (2) 提出された提案書等は、柏崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

- (3) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。
- (4) 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めません。
- (5) 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではありません。

17 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号 柏崎市役所内

柏崎市教育委員会 教育総務課 学校給食係

電 話 番 号 0257-21-2360

フ ァ ッ ク ス 番 号 0257-23-0881

E メールアドレス k-somu@city.kashiwazaki.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

提出書類一覧表（様式集）

様式は、A4判・縦型・横書きとします。複数ページにわたるものは、ページ番号を付してください。副本は正本のコピーでかまいませんが、事業者名を表示しないでください。

様式	名称	提出部数
様式 1	プロポーザル質問書	1 部（任意）
様式 2	プロポーザル参加表明書（誓約書）	1 部
様式 3	プロポーザル提案書類提出書	1 部
様式 4	学校給食への基本的な考え方に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部
様式 5	衛生管理体制に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部
様式 6	食物アレルギー対応に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部
様式 7	緊急時における対応に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部
様式 8	業務従事者の配置に関する提案書（希望グループ）	正本 1 部・副本 8 部
様式 9	調理従事者の教育に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部
様式 1 0	業務開始までの間の研修計画に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部
様式 1 1	学校給食又は大量調理の実績表	正本 1 部・副本 8 部
様式 1 2	欠格事項確認書	正本 1 部・副本 8 部
様式 1 3	見積書（希望グループ）	1 部（内訳書各 1 部）
その他	事業者の概要・組織などが分かるもの	各 1 部

※様式 1 3 の見積書の額は、消費税を含みません。

添付資料一覧表

資料 1	共同調理場の概要
資料 2	学校給食施設設備台帳
資料 3	調理場施設図面
資料 4	共同調理場配送・回収一覧表
資料 5	調理場稼動予定表
資料 6	学校別給食実施回数及び月額給食費
資料 7	配膳業務一覧表
資料 8	小・中学校管理運営に関する規則（抜粋）
資料 9	物品入札参加資格審査申請書提出要領
資料 1 0	柏崎市学校給食衛生管理マニュアル
資料 1 1	柏崎市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

柏崎市学校給食業務委託プロポーザル質問書

年 月 日

柏 崎 市 長 様
(教育総務課)

商号又は名称 _____

次の事項について質問します。

質 問 事 項	内 容

様式 2

柏崎市学校給食業務委託プロポーザル参加表明書（兼誓約書）

年 月 日

柏 崎 市 長 様

柏崎市学校給食業務委託事業者募集要項を遵守し、柏崎市学校給食業務委託プロポーザルに参加する意思を表明します。また、参加に当たり、要項に規定する資格要件を満たすことを申し立てます。

なお、参加後において、資格要件を有していないことが判明したとき及び資格要件を有しなくなったときは、速やかに貴職あてに申し出るとともに、受託事業者としての不選定や取消等の処分を受けることがあっても、何ら異議のないことを誓約します。

商 号 又 は 名 称	㊞
代 表 者 名	㊞
担 当 者 所 属 ・ 氏 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス 番 号	
電子メールアドレス	

様式 3

柏崎市学校給食業務委託プロポーザル提案書類提出書

年 月 日

柏 崎 市 長 様

商号又は名称 _____

柏崎市学校給食業務委託プロポーザル提案書として、下記の書類を提出します。

記

No.	書 類 名	提出部数	
1	様式 4 学校給食への基本的な考え方に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部	
2	様式 5 衛生管理体制に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部	
3	様式 6 食物アレルギー対応に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部	
4	様式 7 緊急時における対応に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部	
5	様式 8 業務従事者の配置に関する提案書 (希望グループの各施設) ※該当グループに○を付すこと	A	
		B	
		C	
6	様式 9 業務従事者の教育に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部	
7	様式 1 0 業務開始までの間の研修計画に関する提案書	正本 1 部・副本 8 部	
8	様式 1 1 給食又は大量調理の実績表	正本 1 部・副本 8 部	
9	様式 1 2 欠格事項確認書	正本 1 部・副本 8 部	
10	様式 1 3 見積書 (希望グループ) ※該当グループに○を付すこと	A	
		B	
		C	
11	事業者の概要・組織などが分かるもの	正本 1 部・副本 8 部	

学校給食への基本的な考え方に関する提案書

商号又は名称 _____

柏崎市学校給食業務を受託する上で、学校給食が食に関する指導の「生きた教材」として重要であることを踏まえ、安全で安心な学校給食を提供するための貴事業者の基本的な考え方、業務の運営方針について具体的に記入してください。既存の資料やデータを別に添付していただいても結構です。その場合は、本様式を表紙として綴り込んでください。

衛生管理体制に関する提案書

商号又は名称 _____

衛生管理に関して貴事業者が考えている体制、あるいは特記すべき提案を具体的に記入してください。既存の資料やデータを別に添付していただいても結構です。その場合は、本様式を表紙として綴り込んでください。

食物アレルギー対応に関する提案書

商号又は名称

食物アレルギー等の対応に関して、貴事業者が考えている人員配置計画や実施体制、あるいは特記すべき提案を具体的に記入してください。対応の実績や既存の資料、データを別に添付していただいても結構です。その場合は、本様式を表紙として綴り込んでください。

緊急時における対応に関する提案書

商号又は名称 _____

施設設備のトラブル、交通事故や災害、食中毒などの発生について、貴事業者がどのように緊急対応ができるか、するかを具体的に記入してください。既存の資料やデータを別に添付していただいても結構です。その場合は、本様式を表紙として綴り込んでください。

業務従事者の配置に関する提案書

商号又は名称 _____

各施設において有資格者や経験者など調理従事者の確保・活用について、貴事業者がどのように万全の体制をつくっていかうとするのか、希望するそれぞれの施設について具体的に記入してください。既存の資料やデータを別に添付していただいても結構です。その場合は、本様式を表紙として綴り込んでください。

グループ（ ）

施設名（ ）

施設名（ ）

業務従事者の教育に関する提案書

商号又は名称 _____

業務従事者に対する本来業務及びその他関係業務等の社員教育について、貴事業者がどのように行うか具体的に記入してください。既存の資料やデータを別に添付していただいても結構です。その場合は、本様式を表紙として綴り込んでください。

業務開始までの間の研修計画に関する提案書

商号又は名称 _____

業務開始までの間、業務従事者の確保及び教育を含め、どのように準備して万全の体制を確保するのか、貴事業者の考えを具体的に記入してください。

給食又は大量調理の実績表

商号又は名称

学校給食調理業務の受託実績を３年以上有すること、又は大量調理施設衛生マニュアルに基づき、１回３００食以上若しくは１日７５０食以上を提供する調理業務の実績を５年以上有することが分かるように、今までの主な実績を記入してください。

[illegible]

欠 格 事 項 確 認 書

No.	欠 格 事 項	該当チェック欄
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札の参加資格を制限されている者である。	☐ はい ☐ いいえ
2	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者である。	☐ はい ☐ いいえ
	【はいの場合】 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた。	☐ はい ☐ いいえ
3	本市又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者である。	☐ はい ☐ いいえ
4	国税及び地方税を滞納している者である。	☐ はい ☐ いいえ
5	過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業停止の処分を受けた者である。	☐ はい ☐ いいえ
	【はいの場合】 当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる。	☐ はい ☐ いいえ
6	食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していない者である。	☐ はい ☐ いいえ
7	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある者である。	☐ はい ☐ いいえ

※該当チェック欄の該当箇所に「レ」でチェックを入れてください。

本書の記載内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。また、本書の記載内容に虚偽がある場合は、参加資格を取り消されても異議はありません。

提 出 者

所在地

商号又は名称

代表者

⑨